ともに、使用済複写機からの再生部品の効率的な取り出し、再生部品の検査、洗浄等に係る技術の向上により、再生部品の利用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。

自ら輸入した複写機を販売する事業者は、複写機の販売に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた複写機を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

複写機を修理する事業者は、複写機の修理に当たって、再生部品としての利用が可能な部品等の採用に努めるとともに、使用済複写機からの再生部品の効率的な取り出し、再生部品の検査、洗浄等に係る技術の向上により、再生部品の利用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

複写機を賃貸する事業者は、複写機の賃貸に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた複写機を賃貸することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(4)　(略)

(5)　自動車に係る再生資源及び再生部品

①　自動車に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、及びエンジン、バンパー等を取り出し、これらの再生資源及び再生部品としての利用の促進を図る観点から、自動車製造事業者は、自動車の製造に当たって、再生資源又は再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自動車を修理する事業者（以下「自動車修理事業者」という。）は、自動車の修理に当たって、再生資源又は再生部品としての利用が可能な部品等の使用、交換済みの部品等の分別等に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

②　自動車に用いられる原材料として脱炭素化再生資源の利用の促進を図る観点から、自動車製造事業者は、自動車の製造に当たって、再生プラスチックの利用に努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自ら輸入した自動車を販売する事業者は、自動車の販売に当たって、再生プラスチックの利用がなされた自動車を輸入販売することに努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(6)　(略)

(7)　家電製品に係る再生資源

①　家電製品に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、家電製品製造事業者は、家電製品の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

---

ともに、使用済複写機からの再生部品の効率的な取り出し、再生部品の検査、洗浄等に係る技術の向上により、再生部品の利用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。

自ら輸入した複写機を販売する事業者は、複写機の販売に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた複写機を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(4)　(略)

(5)　自動車に係る再生資源及び再生部品

自動車に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、及びエンジン、バンパー等を取り出し、これらの再生資源及び再生部品としての利用の促進を図る観点から、自動車を製造する事業者は、自動車の製造に当たって、再生資源又は再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、自動車を修理する事業者は、自動車を修理する際、再生資源又は再生部品としての利用が可能な部品等の使用、交換済みの部品等の分別等に努めること。製造事業者及び修理事業者は、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

（新設）

(6)　(略)

(7)　家電製品に係る再生資源

家電製品に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、家電製品製造事業者は、家電製品の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。